

学校でけがをしたときは…

日本スポーツ振興センターという組織があります。この組織は学校管理下（スクーリング中・休み時間・部活動中・通常の通学経路における登下校中・学校行事など）での災害（負傷）について、医療費・障害見舞金・死亡見舞金を給付することを主な目的としています。

毎年、生徒一人当たり掛け金（250円）をお支払いいただいていますので、学校管理下において負傷し、受診した場合はこの制度をぜひご利用ください。

ただし、交通事故の場合は自賠責法が適用になるため対象とはなりません。



給付の程度

☆健康保険証を使った窓口での支払いが、合計1,500円以上かかった場合（治癒するまでの自己負担額です。負傷の翌月以降の支払いも合算できます。）に、申請できます。

ただし、支給範囲はあくまでも健康保険のきく範囲のものが対象です。

例1 負傷月2,000円【申請可】、翌月500円【申請可】、翌々月300円（治癒）=2,800円【申請可】

例2 負傷月800円、翌月600円、翌々月300円（治癒）=1,700円【申請可】

例3 負傷月1,000円、翌月300円（治癒）=1,300円【該当せず】

☆通常、保険証を使って総医療費の3割を医療機関に支払います。その、総医療費の4割が給付されます。

（プラスの1割については、療養に伴う費用として加算されます。）

* 医療助成を受けている方も、1割分は給付されます。

☆受診した月から2年以内に請求してください。また、初診日から10年間請求することができます。

なお継続の場合は、前回の受診した月から2年以内に請求しないと時効になりますので、ご注意ください。

☆障害見舞金…第1級3,770万円～第14級82万円まで、障害の程度により支給されます。

（登下校中の場合は、半額になります。）

☆死亡見舞金…2,800万円（運動などの行為と関連しない突然死や、登下校中の場合は半額になります。）

手続き

申請用紙は保健室にありますので、必要な生徒は取りに来てください。

（医療機関の領収書は必要ありません。）

◎ 不明な点は、保健室・曾根までお問い合わせください。

学校代表 ☎ 045 (800) 3711